老後の安心設計!!
それは遺言と任意後見で

10月1日から
7日までは

公証週間

です

公証制度とは、契約や遺言の際に、法務大臣の任命した公証人が公文書である公正証書を作成し、後日のトラブル防止、取引の安全と遺言の完全な実現を図るものです。

法律の専門家である公証人が、当事者に親身にアドバイスしながら法規にかなった公正証書を作成します。

不動産の売買、土地建物の賃貸借、金銭の貸借など大切な契約や遺言には、公証制度をご利用になると安心で確実です。

詳しくは、県内主要都市にある公証役場または横浜地方法務局までお問い合わせください。ご相談は無料で、各公証役場で行っております。

◎問い合わせ
横浜地方法務局
☎045(641)7423

行政相談

行政相談週間

10月20日～26日

行政相談週間とは、総務省が行政相談制度を広く国民の皆さんに利用していただくために、全国一斉に実施しているものです。

この週間中に、神奈川行政評価事務所の支援のもと、次のとおり行政相談所を開設します。

今月の行政相談は、19ページの「相談のご案内」をご参照ください。

▼行政相談委員(順不同敬称略)
・湯口　敏昭（国府新宿767）
☎(71)0886
・金子タカ子（大磯2151-3）
☎(61)3320

▼相談事項
国、県、市町村の仕事について、苦情がある、困っている、こうしてほしい、制度や仕組みが分からない等があれば、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

◎問い合わせ
・総務省神奈川行政評価事務所
行政相談課
☎0570-090110
・地域協働課　☎内線237

平成20年10月1日から
国民年金保険料の納付勧奨について
民間委託（テスト）を実施します

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、国民年金保険料が未納となっている方に対して、社会保険庁（神奈川社会保険事務局）から委託を受けた民間事業者が電話や文書、戸別訪問などで国民年金保険料の納付のご案内を行います。

▼受託事業者
㈱もしもしホットライン

※民間事業者に提供する個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」や本事業に係る委託契約書等に基づき、目的外使用や閲覧、漏洩、複写等を禁じるなど厳格な安全管理措置を講じています。

◎問い合わせ
平塚社会保険事務所
☎(22)1585（ダイヤルイン）
回線の都合上、国民年金電話センターに繋がる場合があります。

仕事への意欲づくりに
中退共制度に加入しませんか？

中退共制度（中小企業退職金共済制度）は、中小企業で働く従業員のための外部積み立て型の国の退職金制度です。中退共制度をご利用になれば、安全・確実・有利な退職金制度が手軽に作れます。

〈制度のしくみ〉
事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。

〈制度のメリット〉
・適格年金制度からの移行先です。
・掛金の一部を国が助成します。
・掛金は全額非課税となります。
・パートタイマー等の方も加入できます。
・退職金の管理が簡単です。

◎お問い合わせ
独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部（中退共）
☎03(3436)0151
ホームページアドレス
http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp

東京都市圏パーソントリップ調査にご協力を

県では10月から11月にかけて、国や東京都などと協力して「東京都市圏パーソントリップ調査」を行います。

この調査の結果は、将来のまちづくりや交通計画などを検討するための基礎資料として活用いたします。調査の対象となったご家庭には調査票を送付しますので、本調査へのご協力をお願いします。

◎問い合わせ
県都市計画課
☎045(210)6182